

「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」で定める 指針の一部改正案(ゾーンの追加)への意見を募集します！

今後予定されている日本平久能山スマートIC周辺(宮川・水上地区)のまちづくりに向けて、「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」で定める指針^(※)のゾーンの変更(追加)案を策定しました。

これに対し、市民の皆さんのご意見をお聴きするため、意見の募集を行います。

(※)その地域における まちづくりや商業集積の方向、想定する店舗構成、立地する小売業の店舗面積の上限等を示したもの

1 意見募集期間

令和6年11月22日(金)から令和6年12月23日(月)まで

2 意見募集対象者

静岡市内に在住または通勤・通学する方、市内の法人・団体どなたでも可



3 資料

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 意見募集案内兼応募用紙 | (7) 参考1 良好な商業環境の形成に関する条例パンフレット |
| (2) 別紙1 概要資料 変更(案) | (8) 参考2 良好な商業環境の形成に関する指針 |
| (3) 別紙2 全体資料 変更(案) | |
| (4) 別紙3 ゾーニング図(案) | |
| (5) 別紙4 指針(案) | |
| (6) 別紙5 新旧対照表 | |

4 配布場所及び内容閲覧可能なWEBページ

- (1) 静岡市 経済局 商工部 商業労政課 (静岡市役所清水庁舎 5階)
(2) 各区市政情報コーナー (葵区役所1階・駿河区役所3階・清水区役所4階/地域総務課内)
(3) 静岡市ホームページ
(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s003802.html>)



パブリックコメントHP



電子申請はこちら

5 意見提出方法

下記のいずれかの方法でご提出ください。

方法	提出先	期限
電子申請	下記URLの専用フォームからご回答ください https://logoform.jp/form/79j2/810339	24時間受付可能 令和6年12月23日必着
郵送	〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 商業労政課 宛て	令和6年12月23日消印有効
FAX	054-354-2132	24時間受付可能 令和6年12月23日必着
持参	静岡市清水区旭町6番8号 商業労政課(清水庁舎5階)	平日8:30~17:15 令和6年12月23日まで

6 ご意見を提出される際の注意事項

- (1) 住所と氏名は必ずご記入ください。
「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。
ご協力をお願いいたします。
- (2) 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。
- (3) いただいたご意見は施策の参考とさせていただくとともに、個人が特定できないよう編集した上で、意見を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。

「静岡市良好な商業環境の形成に関する条例」で定める 指針の一部改正(案)に関する意見応募用紙

あなたのご意見をお聴かせください

1. 今回、新たに「広域交流拠点型商業環境形成ゾーン」を設けることについて、 どのように考えますか。	
2. 大規模集客施設制限地区建築条例の認定を受ける建築物は売場面積を緩和する ことについて、どのように考えますか。	
3 その他に、ご意見があればご記入ください。	
住所 (法人の場合は所在地)	(必須)
氏名 (法人の場合は名称及び代表者)	(必須)
年齢	☐ 19歳以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上
性別	☐ 男性 ☐ 女性 ☐ その他
職業	☐ 会社員 ☐ 自営業 ☐ 公務員・団体職員 ☐ パート・アルバイト ☐ 専業主婦(夫) ☐ 学生 ☐ その他

ご意見ありがとうございました。

表面の提出方法により、ご提出ください。

＜お問い合わせ先＞
静岡市経済局商工部
商業労政課
電話番号:054-354-2306